



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第77号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 77, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78888
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第 7 7 号

1992年6月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈 翻 訳 〉	吐魯番の歴史と文化（Ⅶ・完）	榮新江 著	1
		青木 茂・關尾史郎 訳注	
〈 覚 書 〉	有鄰館名品展に出品された長行馬関係文書について		6

〈 翻 訳 〉

吐魯番の歴史と文化（Ⅶ）

榮新江 著
青木 茂・關尾史郎 訳注

【第三節 唐西州の時期（紀元六四〇年～七九二年・承前）】

◆西州における交易とシルクロード

唐朝は高祖・太宗期から則天武后期に至るまで、統一された多民族からなる封建国家としての体制を着実に整えていった。そして玄宗の開元・天宝期（七一三年～七五六年）には

中国の封建社会史上未曾有の繁栄がもたらされるのである。中原と西域とを結ぶシルクロード上に位置する西州交河郡（天宝年間に一旦交河郡と改名された）も、貿易と手工業・商業のいずれにおいても前代に比べて顕著な発展をみせ、シルクロード上の重要な貿易の中心地のひとつとなった。

早くも高昌国の初期には、中原の紡織技術は吐魯番盆地やそれ以西の地域に伝播していた⁽¹⁾。高昌国時代の文書の中には、丘慈（龜茲）錦⁽²⁾、疏勒錦⁽³⁾、鉢（波）斯錦⁽⁴⁾などに関する記載があり、当地のひとつとは既に養蚕と紡織を知っていたのである。唐代になると、吐魯番地域で生産されたもの以外に、地域外、とくに中国内地で生産された各種の製品が、シルクロード上を転売されて西州の市場に入ってくるようになった。吐魯番から出土した「唐天寶二（七四三）年交河郡市估案」⁽⁵⁾は、この年に市司が交河郡の倉曹司に対し、各商行が扱うそれぞれの商品の価格を報告した文書である。既に多くの断片に分かれてしまっているが、穀麦行、米麵行、帛練行、果子行、口布行、彩帛行、瓦器行、鑄釜行、および菜子行など全部で九つの商行の名前が残っている。またそこで取り扱われた商品は二百種類近くに上り、穀類、野菜、および果物など各種の主食・副食品、各種の繊維を素材とした衣料や靴、碗や盤といった器類や刀、斧などの生活用具を中心として、さらには鋤、駝、牛、馬などの生産工具、あるいは様々な薬品などもみえている。すなわちまことに多種多様にわたっていて、あるべきものは全てそろっていると言ってもよい。このなかで産地が明らかなものとしては、北庭の麵、陝州（現在の三門峽の西）の絛、河南府（洛陽）の生絛、常州の布、益州（成都）の半臂、新興の葦、波斯の敦父駝、および突厥の敦馬などがある。また産地が明らかでないものも、大部分はこの地域外からもたらされたものと考えられ、西州交河郡の市場が、この当時東西の各地、各国、そして各民族の生産品の集散地であったことを示している。

これらの商品のうちで、絹織物が明らかにその中心を占めており、そのなかでは中原産が少なくな

かったが、もちろん吐魯番地域で製造されたものもあったにちがいない。またこれらのなかには相当高価なものもあり、たとえば紫高布の最高級品は一段で千四百文もし、とても一般庶民が購入できる代物ではなかった。考古研究者はまた吐魯番の墓葬中から、多くの絹織物の実物を発掘した。そのなかには錦、綺、綾、羅、紗縠、縹、紵、絹、縑、縑、縑、縑、刺繍および染纈などが含まれており⁽⁶⁾、今日までなおその色合いを保っているものもあって、大変美しい。

そのほかに注目すべき商品としては突厥の馬がある。当時天山北部の草原地帯で遊牧していた処月や沙陀、および三姓葛邏祿などの突厥諸部族は、いずれも常時西州にやって来て「絹馬交易」⁽⁷⁾を行ない、強壮な突厥の馬を彼らの生活必需品と交換していた。このような突厥馬の一部は官府で購入されたので、西州の馬坊では多くの良馬が飼養されており⁽⁸⁾、唐朝の西域における軍事行動に対しては十分な準備がなされていたのである。

西州における商業の繁栄と東西交易に従事する商人の活動とは互いに関連がある。このうちにははるばる中原からやって来た漢族の商人がいて、当時「行客」と呼ばれていた。またソグディアナからやって来た九姓胡の商人もいて、彼らは「興胡」と呼ばれていた⁽⁹⁾。とくに後者は集団となって行動し、ある者は西州に住みつき、またある者はさらに遠方において貿易に従事した。吐魯番から出土した文書のひとつに「開元二十一年（七三三）年西州百姓石染典買馬契」⁽¹⁰⁾という契がある。買主の石染典は昭武九姓のひとつ石国出身の商人だが、当時既に西州で百姓として附籍されており、この年の正月五日に西州の市場において大練十八匹をもって、やはりソグディアナの康国出身の興胡康思礼から六歳の驪敦馬を一匹買い求めた。その保証人となったのは、吐火羅国出身の興胡羅也那、安国出身の興胡安達汗、そして石国出身で西州百姓となった石早寒の三名である。この契約はソグド人商人の西州における交易の実態を示している。

西州と中国内地、中央アジア、および北方遊牧民族との間には頻繁な往来によって商業の繁栄がもたらされたが、これは唐朝が西域を統一してシルクロード上の障害が除去されたという状況下において出現したものである。西州の市場における商品の種類の豊富さは、主として唐朝自体の経済発展を基礎として可能となった。またべつの面から言えば、西州における商品の豊富さ・多彩さは、当地の社会の繁栄を示しており、また高価な商品が西州の市場に出現したのは、西州自体が前代と比較して富裕になったことを示している。開元・天宝時代の西州は、疑いなく吐魯番の有史以来もっとも繁栄していたと言ってよいだろう。

◆ト天壽写本の『論語鄭氏注』

西州における各種の行政・軍事制度はいずれも唐令に依拠して施行されたが、文化・教育もその例外ではなかった。西州とその属県では、貞観一四年の高昌国滅亡後、直ちに中国内地と同様な州、県、医の三種の学校が建てられた。そして儒家の經典を主とする漢文化の教育が、ここに正式に実施されることになった。当時の学童が書写した『千字文』⁽¹¹⁾や『開蒙要訓』⁽¹²⁾はもちろん、官学で講授された『毛詩』⁽¹³⁾、『尚書』⁽¹⁴⁾、『礼記』⁽¹⁵⁾、および『論語集解』⁽¹⁶⁾などの儒家の經典類もみなその残本が保存されているが、そのなかでももっとも注目されるのは、景龍四（七一〇）年にト天壽が書写した『論語鄭氏注』⁽¹⁷⁾である。この文書は吐魯番県博物館に陳列されているが、写本の全長は5.38mであり、「八佾」、「里仁」、「公冶長」の三篇と、「為政」篇の「何為則民服」章以下の一五行である。鄭注の『論語』は北宋時代には既に散逸し、今世紀初頭に吐魯番と敦煌で若干の断片が発見されたにすぎない⁽¹⁸⁾。この写本は当時わずか一二歳だった私塾生ト天壽の手になり、おそらくは私塾での彼の学習の際のテキストだったのであろう。南北朝時代、華北では鄭注の『論語』が盛行し、江南では王肅注が用いられた。しかし隋唐時代には南北の經学が統一され、主として何晏の『論語集解』が行なわれた。これは敦煌、吐魯番のどちらでも発見されている⁽¹⁹⁾。しかし『論語鄭氏注』のト天壽写本の発見によって、当時の西北地区には北朝系の儒学の伝統がなお影響を与えており、唐朝の初年のある時期までは私家において鄭氏の解説を用いて『論語』の教授がな

されていたことが明らかになった。興味深いのは、『論語』の写本の裏に、卜天壽が当時流布していた曲子詞と打油詩を書き写していることである。そのなかの一首にはこう書かれている⁽²⁰⁾。

他道側書易、我道側書難。

側書還側読、還須側眼看。

珍しいことに、ほかにもこれに似たものがある。それは敦煌文書ペリオ三一八九号文書で、『開蒙要訓』が書写された後方に学郎が書き写した打油詩は⁽²¹⁾、この詩と大体において来源を一にしている。

聞道側書難、側書實是難。

側書還側立、還須側立看。

このように東方の影響は西方に波及してゆき、西州における漢文化の教育と敦煌のそれとの間にいかなる差異もなかったことが読み取れるのである。

◆北庭の争奪戦と西州の陥落

開元・天宝年間に唐朝は天下太平を謳歌していたが、漁陽の陣太鼓の声によってそれがかき消されてしまった。天宝十四（七五五）載の十一月、玄宗の寵用をほしいままにしていた平盧・范陽・河東

三鎮節度使の安祿山が、河北の范陽郡（現在の北京市西南）において反旗をひるがえしたのである。彼は歩兵と騎兵の精鋭からなる十余万の大軍を率い、道中の抵抗を蹴散らしながら一挙に南下してきた。地方の郡県では全く戦争への体勢ができていなかったため、甲冑や武器はいずれも使用に耐えず、河北一帯の郡県は風を望んで瓦解してしまった。玄宗は急遽防衛措置を講じたものの、宦官の誣告をうのみにして、西北方において度々戦功を立てた高仙芝や封常清といった名将らを戦いに臨んで殺害してしまった。そして安祿山の軍の進攻を阻止できず、洛陽、長安の両京を相次いで失い、玄宗は四川に落ち延び、皇太子の李亨が靈武に避難して即位した。これが肅宗であり、彼によって、抵抗が組織された。

安祿山の進攻に対処するため、唐朝は河西や隴右、さらには安西や北庭に所属する軍までを全て中原の防衛に投入し、いっばうで、突厥第二可汗国を撃破して漠北に雄を称えていた回紇（後に回鶻と改称する）の兵力を借り受けるなどして、全国の力を結集して、七年間にわたる攻防の末、ついに代宗の宝應元（七六二）年、安祿山とその後継者である安慶緒、史思明、および史朝義などの反乱を平定することができたのである。

安史の乱は平定されたものの、唐朝はこれを契機として衰亡に向かった。安史の部将のうちには、形の上では唐朝に降伏しているものの、実際のところはおお割拠状態を保ち、しばしば挙兵して唐朝と対立する者もいた。更に深刻なことには、西北地区において、唐軍の主力が内地に救援に入った隙に乗じて、吐蕃が隴右、河西の各州県を次々と占領し、その上、西域に向かって進みつつあった⁽²²⁾。これと同時に、漠北の回紇も二度にわたって唐の反乱鎮圧を助けて少なからぬ成果を得た。牟羽可汗（在位七五九年～七七九年）は洛陽からソグド人のマニ教徒を連れ返り、マニ教を奉じて国教とした⁽²³⁾。回紇汗国はソグド人商人の援助のもとで、国勢が盛んになり、その勢力は天山北路をおおうに至った。当時外に孤立していた安西・北庭の守備軍と唐朝中央との連絡には、全て東北に向けて「回鶻路」をたどり、外モンゴルの回鶻可汗庭を経て長安に至らねばならなかった。

吐蕃は七八六年もしくは七八七年に河西最後の保壘沙州を占領するや、唐朝の西域におけるいくつかの拠点に対して総攻撃を開始してきたが、北庭をめぐる争奪戦はそのなかでももっとも熾烈を極めたものであった⁽²⁴⁾。貞元五（七八九）年の冬、吐蕃は葛邏祿・白服突厥などと連合して、三十万の大兵力をもって北庭都護府城を攻撃してきた。北庭節度使の楊襲古は回鶻の宰相頡干迦斯の援助のもと頑強に抵抗したが、最後は衆寡敵せず、回鶻の宰相も国内の動乱によって途中で撤兵したので、北庭は吐蕃に攻略されてしまい、楊襲古とその麾下二千余人は西州に退却した。唐軍は回鶻と連合して北庭の回復を企てたが、大敗して逃げ返り、楊襲古もかえって回鶻の宰相によって謀殺されてしまっ

た。貞元八（七九二）年、西州も吐蕃の手に落ちた⁽²⁵⁾。ここに至って唐朝の西域統治は徹底的に破壊され、唐西州の歴史も終りを告げたのである。（終）

【訳 注】

- (1) 武敏「從出土文書看古代高昌地区的蚕絲与紡織」（『新疆社会科学』一九八七年第五期）、参照。なお「西涼建初十四（四一八）年二月嚴福願賃蠶桑券」（63TAM1:16〈録〉『文書』I、一七頁）などから判断して、紡織技術の伝播は高昌郡時代（五世紀前期）まで遡らせて考えてもよからう。
- (2) 「丘慈錦」の初出は、「承平五（五〇六？）年正月道人法安弟阿奴舉錦券」（75TKM88:1(b)〈録〉『文書』I、一八一頁）、「承平八（五〇九？）年九月翟紹遠買婢券」（75TKM99:6(a)〈録〉『文書』I、一八七頁）などである。なお承平なる元号の西暦への比定については、白須淨眞「『吐魯番出土文書 第一冊』－その紹介と紀年の考察－」（『書論』第一八号、一九八一年）にしたがった。
- (3) 「疏勒錦」の初出は、「高昌年次未詳（六世紀初頭？）主簿張綰等傳供帳」（75TKM90:20(a)〈録〉『文書』II、一八頁）である。
- (4) 「鉢斯錦」の初出は、「高昌年次未詳（六世紀初頭？）□歸等買鑰石等物殘帳」（75TKM90:29/1〈録〉『文書』II、二四頁）である。
- (5) 大谷三一六〇、三〇四一、三〇九七ほか〈写〉『文書集成』、図版一〇～二五（一部）〈録〉『籍帳研究』、四四七頁以下。なお詳細については、池田温「中国古代物価の一考察－天宝元年交河郡市估案断片を中心として－」（『史学雑誌』第七七編第一、二号、一九六八年）、参照。
- (6) 主要な出土品については、新疆維吾爾自治区博物館・出土文物展覽工作組編『絲綢之路－漢唐織物－』（北京 文物出版社、一九七二年）に収録されている。また概要については、佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』下巻（風間書房、一九七八年）、参照。
- (7) 「絹馬交易」については、松田壽男「絹馬交易覚書」、「絹馬交易に関する史料」（ともに『松田壽男著作集』第二巻・遊牧民の歴史 六興出版、一九八六年、所収）、参照。
- (8) 西州の官衙が突厥（突騎施）から馬匹を購入していたことは、「唐年次未詳（八世紀前期？）譯語人何德力代書突騎施首領多亥達干収領馬價抄」（72TAM188:87(a)〈録〉『文書』VIII、八七頁）などからわかる（当該文書については、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」〈四〉〈『人文科学研究』第八一輯、一九九二年〉、参照）。また西州の馬坊については、荒川正晴「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」（『東洋学報』第七〇巻第三・四号、一九八九年）、およびその註に示された諸論稿を参照。
- (9) 「行客」については、姜伯勤「敦煌新疆文書所記的唐代“行客”」（国家文物局古文献研究室編『出土文献研究続集』北京 文物出版社、一九八九年）を、また「興胡」については、同氏／池田温訳「敦煌・吐魯番とシルクロード上のソグド人」（2）（『東西交渉』第五巻第二号、一九八六年）、参照。
- (10) 73TAM509:8・10〈録〉『文書』IX、四八頁以下
- (11) 「『千字文』習字殘卷」（72TAM151:68,70,69〈録〉『文書』IV、二〇八頁以下）、「唐『千字文』習書」（60TAM322:7/6-2,1〈録〉『文書』VI、二〇八頁以下）、「唐寫『千字文』殘卷」（73TAM222:55(a)〈録〉『文書』VII、一六八頁以下）、「唐『千字文』習字」（72TAM216:012/10〈録〉『文書』VIII、四八三頁）
- (12) 「唐寫本『開蒙要訓』殘卷」（66TAM67:3〈録〉『文書』VII、三〇九頁以下）

- (13) 「義熙（五一〇～五三〇年？）寫本『毛詩鄭箋』殘卷」（73TAM524:33/4-1,33/2,33/1-2,33/2-2,33/2-1,33/1-1,33/3(a) 〈録〉『文書』Ⅱ、五〇頁以下）なお義熙なる元号の西暦への比定は、白須、前掲「『吐魯番出土文書 第一冊』」による。なおこの紀年からも明らかに、本文書は麹氏高昌国時代のものであり、管見の限りでは、新出の吐魯番文書中には唐代に書写された『毛詩』は一点も含まれていないが、大谷文書には年次未詳ながら「『毛詩』書写断片」と題された文書がある（大谷三三二六 〈写〉『文書集成』Ⅱ、図版八三 〈録〉同、七七頁）。
- (14) 「唐寫『尚書』孔氏傳『禹貢』『甘誓』殘卷」（72TAM179:16/1(b)～16/7(b) 〈録〉『文書』Ⅶ、一二二頁以下）
- (15) 「唐寫『禮記』鄭氏注『檀弓』下殘卷」（73TAM222:54/1(b)～54/12(b) 〈録〉『文書』Ⅶ、一五八頁以下）
- (16) 「古寫本『論語集解』殘卷」（67TAM67:14/1(a)～14/4(a) 〈録〉『文書』Ⅶ、三〇四頁以下）
- (17) 「唐景龍四（七一〇）年三月上天壽抄孔氏本鄭氏注『論語』」（67TAM363:8-1(a) 〈録〉『文書』Ⅶ、五三三頁以下）なおこのほかにも鄭氏注の『論語』は、①「唐寫本鄭氏注『論語』公冶長篇」（64TAM19:32(a),54(a),55(a),33,56,57,34,58,59 〈録〉『文書』Ⅵ、五三九頁以下）、②「唐寫本『論語』鄭氏注『雍也』『述而』篇殘卷」（72TAM184:12/1(b)～12/6(b) 〈録〉『文書』Ⅷ、二九七頁以下）、③「唐景龍二（七〇八）年寫本『論語』鄭氏注『雍也』『述而』『泰伯』『子罕』『鄉黨』殘卷」（64TAM27:23(a),24(a),25(a)26(a),27(a),18/11(a),28(a),29(a),30(a),31/1(a),31/2(a),32(a),18/7(a),18/8(a),33(a),34,35 〈録〉『文書』Ⅷ、三三一頁以下）、④「唐開元四（七一六）年寫本『論語』鄭氏注『雍也』『述而』『泰伯』『子罕』『鄉黨』殘卷」（64TAM27:18/1～18/6,18/9(a),18/10(a) 〈録〉『文書』Ⅷ、三四八頁以下）、⑤「唐寫本『論語』鄭氏注『雍也』『述而』殘卷」（64TAM27:36(b),37(b),38(b),39(b) 〈録〉『文書』Ⅷ、三五九頁以下）、⑥「唐寫本『論語』鄭氏注『雍也』殘卷」（64TAM27:21,22 〈録〉『文書』Ⅷ、三六五頁以下）、および⑦「古寫本『論語』鄭注公冶長」（67TAM85:1/1,1/2 〈録〉『文書』Ⅸ、一六九頁）など七点が出土している。
- (18) 敦煌・吐魯番出土の鄭氏注『論語』については、金谷治編『唐抄本鄭氏注論語集成』（平凡社、一九七八年）、王素編『唐寫本論語鄭氏注及其研究』（北京 文物出版社、一九九一年）、参照。
- (19) 敦煌・吐魯番出土の諸本『論語』の概略については、土田健次郎「儒教典籍」（池田温編『講座敦煌』第五卷・敦煌漢文文献 大東出版社、一九九二年）、参照。
- (20) 「唐景龍四（七一〇）年上天壽抄『十二月新三臺詞』及諸五言詩」（67TAM363:8-2(a) 〈録〉『文書』Ⅶ、五四九頁以下）この文書については、郭沫若「上天壽《論語》抄本後的詩詞雜錄」（『新疆考古』、金谷、前掲『唐抄本鄭氏注論語集成』、所収）、参照。
- (21) Michel Soyumi ed., "Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang, Vol. III (N^os 3001-3500)", PARIS 1983., p.143.
- (22) 吐蕃の河西占領については、前田正名『河西の歴史地理学的研究』（吉川弘文館、一九六四年）、第四章「八世紀後半期および九世紀の河西」、参照。
- (23) 回鶻によるマニ教受容の時期やソグド人の役割については、林悟殊「回鶻奉摩尼教的社会歴史根源」（同氏『摩尼教及其東漸』北京 中華書局、一九八七年）、参照。
- (24) 吐蕃の中央アジア進出と北庭の争奪戦については、森安孝夫「吐蕃の中央アジア進出」（『金沢大学文学部論集』史学科篇第四号、一九八四年）、同氏「増補・ウィグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」（流沙海西獎学会編『アジア文化史論叢』三 山川

出版社、一九七九年）、参照。

- (25) 著者が西州の吐蕃への陥落年次を七九二（貞元八）年とするのは、上山大峻「曇倩訳『金剛壇廣大清浄陀羅尼經』－八世紀安西における未伝漢訳經典－」（『龍谷大学論集』第三九九号、一九七二年）などの成果によってのことと思われるが、森安孝夫氏のように（同氏、前掲「増補・ウィグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」）、『元和郡県図志』卷四〇隴右道下西州条の記事を尊重して七九〇年から七九一（貞元七）年とし、七九二年は吐蕃からウィグルへと失陥した年次とすべきであろう。なお上山氏もこの森安氏の見解を支持している（同氏『敦煌佛教の研究』法蔵館、一九九〇年、四六九頁）。

【引用文献略号一覧補遺】

『文書集成』：小田義久主編『大谷文書集成』貳（法蔵館・龍谷大学善本叢書一〇、一九九〇年）
（完）

■覚 書：有鄰館名品展に出品された長行馬関係文書について

去る5月14日（木）から19日（火）まで、大阪の松坂屋で開催された有鄰館名品展に、数多くの金石や書画などとともに、古文書として七点の「長行馬文書」が出品された。いずれも李盛鐸旧蔵文書で、これについては真贋の問題が指摘されているが、その内容は長行坊制度はもとより交付文書を中心とした文書行政制度を検討する上でも貴重な史料である。

七点のうちには、西州収馬所が長行坊の死馬の処分と売却の結果を上部機関に報告した開元十（七二二）年三月の紀年を有する文書が含まれている（有鄰館文書三八）。既に藤枝晃氏によって紹介されているが（『墨美』第六〇号、二一頁）、これから死馬の処分を担当したのは収馬所であり、長行坊に限定されなかったことがわかる。しかしここには死馬自体に関する具体的な記録や、死亡した日時、場所、および理由などに関する記述は一切なく、皮を剥いだ後の肉を売却した事実とその価格（四百文）のみが記されている。年代は遡るが、「唐咸亨元（六七〇）年西州長行坊納死馬肉・皮價錢歷」（B.L.OR.8212-554/M298 「錢歷」）によれば、このようにして得た銀錢は西州の司倉参軍事に送達された。「錢歷」では肉の売価が銀錢で四文程度なのに、当該の文書では百倍にも達しているのは銅錢だからであろう。

ところで先述したように、当該の文書は死馬自体や死亡状況に関する記述を欠いているが、それは、これらの点については既に報告済みであり、ここにある処分はその報告に対して下された指示に従って行なわれたものにすぎなかったからである。「長行馬文書」中には、重病の馬の処置について西州収馬所が指示を仰ぐ文書も含まれている（有鄰館文書四四）。しかし肝心の売却についても、売却された日時はおろか、買手の姓名すら記すところがない。おそらく収馬所は売却の事実とその価格さえ報告すればよかったのであり、これらのデータはもっぱら長行坊ないしは収馬所で管理されていたのであろう。とすると、「唐景龍二（七〇八）年四月更給張感徳神龍二（七〇六）年十月買長運死驢・皮抄」（72TAM223:25-1）の交付に関与した官衙（それは「納歷」の責任官衙でもある）も、長運坊と収馬所以外にはありえないことになる。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)